# 特別定額給付金のお知らせ

### 【給付対象者及び受給権者】

- ・給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)において、 住民基本台帳に記録されている方
- ・受給権者は、その方が属する世帯の世帯主

#### 【給付額】

・給付対象者1人につき10万円

### 【給付金の申請及び給付の方法】

・給付金の申請は以下の3通りを基本とし、給付は原則として、 申請者の本人名義の銀行口座への振り込みにより行います。 (5月15日より順次給付開始)

### 【申請受付期間】令和2年5月7日~8月6日(土日祝日除く)

【申請書】5月1日より役場から各世帯主へ発送されます。

- 【申請方法】①送付された申請書に必要事項を記載し、封筒に 入れ役場玄関設置の専用箱へ投函及び担当窓口
  - ②オンライン申請(マイナポータルで検索) ※5月1日より運用予定
  - ③郵送による提出(切手をご自身で用意していただき、役場総務・福祉課まで郵送)
  - ※添付書類をコピーすることができない場合は役場にて コピーが可能です。(無料)

## 第1回給付日:令和2年5月15日(5月12日受付分まで)

【問い合わせ先】電話 098-987-2311 担当 石川(護)・高江洲 令和2年5月1日